

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

【a. 企業間の連携】 サプライチェーンの事業継続を支援するため、自社の施工ノウハウの共有や合同研修を行い、次世代への技術承継と安定的な現場体制の構築に共に取り組みます。

オープンイノベーション（技術開発・施工改善）

施工プロセスの共同改善：既存の工法にとらわれず、協力会社からの改善提案を積極的に取り入れる「オープンな施工体制」を構築し、工期短縮やコスト削減に向けた技術革新に共に取り組みます。

【d. グリーン化の取組】 太陽光発電設備、蓄電池設備の施工・保守を主軸とする企業として、サプライヤーと共に脱炭素社会の実現に貢献します。

低炭素施工の推進：サプライチェーンと連携し、施工現場における廃棄物の削減や、効率的な車両運搬によるCO₂排出抑制に努めます。

資材のグリーン調達：環境負荷の低い部材やリサイクル可能な資材の採用について、取引先と共に検討・導入を推進します。

【e. 健康経営に関する取組】 持続可能な施工体制を維持するため、自社従業員のみならず、協力会社も含めた「現場で働く人」の健康増進を支援します。

健康増進の働きかけ：自社の健康管理の取り組みを共有するとともに、協力会社の従業員にも健診を推奨し、業界全体の健康意識の向上を図ります。

安全で健康な現場づくり：定期的な安全衛生協議会を通じて、現場での事故防止に加え、熱中症対策やメンタルヘルスケアの情報交換を行い、誰もが健康に長く働ける職場環境を共につくり上げます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

2026年1月9日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社バヤン・ハーン東京 代表取締役 小泉 力一郎
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。